

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】令和4年12月7日(2022.12.7)

【公開番号】特開2022-60157(P2022-60157A)

【公開日】令和4年4月14日(2022.4.14)

【年通号数】公開公報(特許)2022-067

【出願番号】特願2021-129607(P2021-129607)

【国際特許分類】

F 24 F 8/80(2021.01)

10

F 24 F 8/108(2021.01)

F 24 F 13/28(2006.01)

B 01 D 46/24(2006.01)

B 01 D 46/00(2022.01)

【F I】

F 24 F 8/80 310

F 24 F 8/80 236

F 24 F 8/108 110

F 24 F 8/80 218

F 24 F 8/80 216

20

F 24 F 8/80 242

F 24 F 13/28

B 01 D 46/24 Z

B 01 D 46/00 F

【手続補正書】

【提出日】令和4年11月29日(2022.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内部に空洞部が形成され、且つ、吸込口及び吹出口を有する略直方体の筐体と、

前記筐体に設けられた2つの送風機、及びフィルタと、

を備え、

前記2つの送風機は、

回転することで気流を発生させるファンと、前記ファンよりも前記気流の上流側に位置し空気が吸氣される吸氣部と、前記ファンよりも前記気流の下流側に位置し、空気が排氣される排氣部と、を有し、

前記ファンの回転により前記吸込口を介して前記空洞部に空気を吸い込み、前記空洞部に吸い込まれた空気を前記吹出口に向けて流し、前記吹出口を介して空気を吹き出し、

前記吸込口から前記吹出口に向けて流す空気を前記フィルタに通し、

前記2つの送風機の夫々の前記吸氣部は、互いに相対して配置され、且つ、2つの前記吸氣部の相対する方向である相対方向において、前記筐体の両端部に設けられ、

前記2つの送風機の各々の前記吸氣部及び前記排氣部の少なくとも一方は、前記筐体の6面のうち前記相対方向に相対する2つの第1面の各々に相対して配置され、

前記吸込口は、

前記相対方向において、前記2つの送風機の間に位置し、

40

50

前記相対方向と交差する向きに開口し、

前記筐体の6面のうち、前記2つの第1面を除く4つの第2面の少なくとも2つに設けられ、

前記吸込口が設けられた少なくとも2つの第2面の少なくとも1つの面を塞ぐための閉塞機構を備え、

前記筐体は、

前記相対方向に長い前記略直方体であり、

前記フィルタは、前記相対方向において前記2つの送風機の間に設けられる
ことを特徴とする空気清浄機。

【請求項2】

前記筐体は、

前記相対方向と交差する交差方向に延びる第1延設部を有し、前記空洞部を前記相対方向に区画する仕切部を備えたことを特徴とする請求項1に記載の空気清浄機。

【請求項3】

前記仕切部は、

前記相対方向に延びる第2延設部を更に有することを特徴とする請求項2に記載の空気清浄機。

【請求項4】

前記第2延設部は、

前記第1延設部のうち、前記交差方向の中央に設けられたことを特徴とする請求項3に記載の空気清浄機。

【請求項5】

前記2つの送風機は、夫々、

ケーシングと、

前記ケーシングに固定されるモータと、

前記モータによって回転する前記ファンと、を備え、

前記モータの回転軸が前記相対方向に延びる軸流型の送風機である
ことを特徴とする請求項1から4に記載の空気清浄機。

【請求項6】

前記2つの送風機のそれにより吹き出される空気の向きを調整するルーバを備えた
ことを特徴とする請求項1から5の何れかに記載の空気清浄機。

【請求項7】

前記吸込口は、

前記4つの第2面のうち互いに隣り合う少なくとも2つの吸込面に設けられ、

前記筐体は、

前記少なくとも2つの吸込面のうち何れかに設けられた前記吸込口である着脱吸込口
を着脱可能に構成され、

前記フィルタの少なくとも一部は、

前記着脱吸込口が前記筐体から脱離された場合に露出し、

前記相対方向における前記フィルタの端部に設けられ、前記相対方向と交差する方向
における前記フィルタの断面がU字状となるように前記フィルタを保形する保形部材を備
える

ことを特徴とする請求項1から6に記載の空気清浄機。

【請求項8】

前記保形部材は、前記フィルタのU字状における開口方向とは反対側に突出する把持部
を有する

ことを特徴とする請求項7に記載の空気清浄機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明に係る空気清浄機は、内部に空洞部が形成され、且つ、吸込口及び吹出口を有する略直方体の筐体と、前記筐体に設けられた2つの送風機、及びフィルタと、を備え、前記2つの送風機は、回転することで気流を発生させるファンと、前記ファンよりも前記気流の上流側に位置し空気が吸氣される吸氣部と、前記ファンよりも前記気流の下流側に位置し、空気が排氣される排氣部と、を有し、前記ファンの回転により前記吸込口を介して前記空洞部に空気を吸い込み、前記空洞部に吸い込まれた空気を前記吹出口に向けて流し、前記吹出口を介して空気を吹き出し、前記吸込口から前記吹出口に向けて流す空気を前記フィルタに通し、前記2つの送風機の夫々の前記吸氣部は、互いに相対して配置され、且つ、2つの前記吸氣部の相対する方向である相対方向において、前記筐体の両端部に設けられ、前記2つの送風機の各々の前記吸氣部及び前記排氣部の少なくとも一方は、前記筐体の6面のうち前記相対方向に相対する2つの第1面の各々に相対して配置され、前記吸込口は、前記相対方向において、前記2つの送風機の間に位置し、前記相対方向と交差する向きに開口し、前記筐体の6面のうち、前記2つの第1面を除く4つの第2面の少なくとも2つに設けられ、前記吸込口が設けられた少なくとも2つの第2面の少なくとも1つの面を塞ぐための閉塞機構を備え、前記筐体は、前記相対方向に長い前記略直方体であり、前記フィルタは、前記相対方向において前記2つの送風機の間に設けられることを特徴とする。

10

20

30

40

50